
《論 文》

社会的再生産論よりみた地域社会論(2) ——新しい「都市」と「農村」の関係を求めて——

内 田 司

目 次

- 序 問題の所在
第一章 地域社会研究における都市・農村研究からリージョン研究への移行
 第1節 福武直氏の農村社会研究
 第2節 羽仁五郎氏の都市研究（前号、本号、次号へつづく）
 第3節 都市・農村研究からリージョン研究へ
第二章 社会的再生産論よりみた都市・農村関係論
第三章 アジット・シンとハミッド・タバタバイの「発展途上国」の農業と経済の発展論
結語 新しい都市と農村の関係を求めて

第一章 都市・農村研究からリージョン研究へ

第2節 羽仁五郎氏の都市研究

〈都市〉の歴史的発展論

① 〈都市〉の成立史に関する議論

羽仁氏は、自著『都市の論理』の文庫版の「前書き」のなかで、〈都市〉の歴史的発展を次のように概括していた。すなわち、『都市の論理』が論証しようとするのは、「われわれを、古代において、家族制度から解放し、奴隸制から解放し、ルネサンスにおいて、われわれを封建的支配から解放し、君主制から解放した都市は、いま、現代において、核戦争の世界破滅の危機をみちびいている資本主義の世界にあっては、巨大な国家中央集権官僚制による独占資本の支配とたたかい、これにひきずられる社会主義の世界にあっては、共産主義の革命の実現をさまたげている社会主義国家中央集権による官僚主義の支配とたたかう都市自治体およびその連合の運動による、市民の自治の拡大、そして、国家の消滅の方向に立っている」⁽¹⁾ということであると。この引用によれば、羽仁氏は、その内実をはぶいてネーミングだけ取り上げれば、〈都市〉の歴史的発展を、〈古代都市〉から〈近代都市〉を経て〈現代都市〉へ発展してきたとみていたことがわかる。そこで、われわれも、〈古代都市〉に関する羽仁氏の議論から検討していくことにしよう。

さっそく、羽仁氏の〈古代都市〉に関する議論をみてみよう。まず、〈古代都市〉の成立過程に

関する議論からみてみると、羽仁氏は、エンゲルスの『家族、私有財産、国家の起源』の中のエンゲルスの議論を援用しつつ、人類に発展していった猿類の集団生活のなかから人間社会の最初の形態である家族が成立してくること、そして、その家族の発展のなかに、とくに婚姻制度の発展のなかに、人類最初の階級対立と階級支配、すなわち、人間の人間にたいする支配・抑圧の発生を見るのである。羽仁氏いわく、それで「最古の最も原始的な家族形態としては、何を見い出すかと言えば、それは集団婚である。それは男子の全集団と、女子の全集団とは、互いに所有し合い、そして、ほとんど嫉妬の余地を残さない形態である。それから更にのちの発達段階においては、われわれは、多夫一婦制の例外的形態を見い出す。多くの夫がひとりの妻を持つ、そういう関係、そういう例外の形態がある。これは、初めからあらゆる嫉妬の感情を全く打破し、従って動物には知られないものである。もちろん、こういう集団婚の場合には、一時的な一夫一婦制が決して排除されることは、あたかも今日、集団婚においてすら、しばしばそうであるのと同様である。これは性交というものの、自然の性格からしてそうであって、集団婚、すべての女性が、すべての男性に属し、すべての男性がすべての女性に属すると言っても、性交の行為ではそういうことは不可能なのですから、だから、一時的一夫一婦制というのは、一時的にはたえず、一夫一婦制となる。もちろんこれは動物の場合も同様」⁽²⁾である。そして、この人類最古の集団婚としての家族形態から人間本来の家族が、そして、現在われわれに馴染みある一夫一婦制(の家族)へと発展していくのである。すなわち、「さっきの家族の一番古い形態と考えられる血縁家族、すなわち、親子の関係だけを除外した、親子の関係の性交だけを除外した、そういう家族、それから第二は、プナルア家族、すなわち、兄弟姉妹の性交だけを除外した、親子、及び兄弟姉妹の性交だけを除外した家族、それから対偶婚、対偶家族、そういう、それぞれの家族及び、結婚の形態」⁽³⁾の発展がそれである。

羽仁氏は、羽仁氏の用語によれば、かかる「群団から家族への発展」が人間社会の発展との関連にとっても意味に着目してみると、次の3点に集約できるという。その第一は、家族はその成立の当初からその成立の母体となった集団と対立していたということである。羽仁氏によれば、「いまここでわれわれにとって必要なのは、集団と家族が、最初から対立しているという関係であります。これは、集団婚、結婚の形態のほうから言えば集団婚ですが、それらを、社会の形態のほうから言えば、いわゆる氏族。この氏族の場合には、その自然の関係で、母系、母親だけが、そういう血縁なり、あるいは兄弟姉妹なりの関係を確実に立証することが出来るので、母系社会関係。それで、従って、女性の地位は高いという関係を持っていますね。それが、群団ということばをもって、それらを全部引っくりめていいと思うのです。それから、それは、家族共産体という、一種の原始共産主義、生産の上では、原始的な共産主義をとっている。それからこれは、家政というふうに言いますか、家庭内の労働というものが、社会的な産業であった時代ですね。それがのちに家族になるにつれて、それが社会的な意義を失って私的な労役という、妻の家庭における労役が、私の労役というものに変ってくる」⁽⁴⁾のである。

第二には、家族の成立は、家族成員間における隸属関係の成立と関連しているという意味をもっていた。すなわち、家族が発達してくるなかで、家族内の一人の男子に他の成員が隸属するようになっていったというのである。羽仁氏は、エンゲルスのことばをひきつつ、家族を示す「ファミリアということばが、もとは奴隸ということを意味」⁽⁵⁾していたという。すなわち、「エンゲルスは…ファミリアということばを、『本来感傷主義と、家庭的不和とから作り上げられた今日の俗人の理想を意味するものではない。それはロマ人においては、その最初全く夫婦及びその子どもに關係したものではなくて、奴隸のみに關したものである。家の奴隸はファムルスと呼ばれ、ファミリアとは、ひとりの男子に屬する奴隸の全体をいうのである』といふうに記して」⁽⁶⁾いたのである。

それゆえ、羽仁氏によれば、第三には、現在われわれに馴染み深い一夫一婦制の家族とは、私有財産制度の発展とともに発展してきたという意味をもつのである。すなわち、「ですから、エンゲルスが、ここでかなり繰り返して言っているように、現在多くの人が信じているように、一夫一婦制というものは、性愛というものとは何ら関係がないということですね。それで、一夫一婦制というのは奴隸制である。一夫一婦制というのは、私有財産が発展して、そして、それがいかに相続されるかという上の制度であって、性愛とは全く関係がないのです。したがって、その一夫一婦制というものはむしろ性愛を保障するようないろいろな社会的関係と対立してそれを破壊して成立している。したがってそれは嫉妬の感情というようなものを解決してはいない。それから、したがってその一夫一婦制というものは壳春制というものと結びついている」⁽⁷⁾のである。

これらの家族に関する議論を総括し、羽仁氏は、「家族の成立ということのは、最初の階級対立である」⁽⁸⁾という。それゆえ、羽仁氏によれば、家族には「階級対立に伴うあらゆる矛盾がそこに含まれている。それで、人間が平等ではなく自由でもなく友愛を持ち得ないようなそういう階級対立が家族として成立し、最初の階級対立が発生している。したがって、それは、平和がわれわれの通常の生活ではなくて、戦争がわれわれの通常の生活になって来ている状態」⁽⁹⁾である。さらに、このことに関して羽仁氏自身のことばで敷衍しておくなれば、次のようにある。家族の成立ということによって、「原始的な集団、いわゆる群団の時代にはあり得なかった現象、すなわち戦争という現象が発生する…(というのも家族の成立は次のようなことを意味していたからである)。要するに、生産が消費のためではなくして、生産が商品生産である。消費のための生産であり、生産者が生産物を管理できた時代には戦争というものの必要がないし、またそういう現象は不可能なのですが、しかし商品生産の発生および私的財産の発生に伴って人間をまず奴隸にする、捕虜を奴隸にする。それから、土地を財産にする。そういう二つの関係から戦争を職業とするそういう支配者、戦争による支配というものが発生して来る…。そして、…そういう原始的な集団から家族が発生し一夫一婦制が発生する。そして、原始的な氏族から家族が発生する。原始的な共産的な生産制度から私有財産制というものが発

生する。それから、家の中では、家政が社会的な産業であった時代から家政が私的な労役になった時代に移っていく。そして、平等であった女性が男性に対して隸属する状態が発生していく。それから、平和の状態が失われて戦争の状態が、現われて来た」⁽¹⁰⁾〔()内は引用者による〕のである。

このように家族の性格を把握する羽仁氏は、古代都市の成立の第一の歴史的条件とは家族成員のかかる性格をもった家族からの解放であると見るのである。しかし、羽仁氏によれば、古代都市の成立の条件は、多くの隸属性の家族成員の家族からの解放だけでは十分ではなかったという。というのも、都市の成立のためには、家族的社会から諸家族、ないしは諸氏族が連合し、家族的社会を越えるより大きな社会の成立を不可欠の要件としていたが、しかし、これらの家族ないし氏族を越える、家族ないしは氏族連合と呼ぶべきより大きな社会の生成は、被従属性の家族成員の家族からの解放を促すものではなくて、むしろ、家族内における支配と従属性の関係を温存していったからである。すなわち、「『都市は数多の家族および氏族の連合から生長した』」。⁽¹¹⁾換言すれば、「いずれにしても、古い家族および家族的宗教にもとづいた社会が変革されざるを得なかつたこと、そしてその変革の過程において古代社会はあの壮大なる進歩発展を実現し、そこに古代都市のあの栄光」⁽¹²⁾が花開いていったのである。ただし、諸家族ないし諸氏族の連合から成長した家族を越える新たな社会が、即、羽仁氏のいう古代都市を意味するものでもなかつた。その理由は、羽仁氏によれば、そういうかたちで成立した新しい社会の中には、貴族とその貴族に従属性の民衆というやはり新たな支配・被支配の階級関係もまた成長したからである。それゆえ、羽仁氏によれば、古代都市の成立のためには、かかる貴族からの民衆の解放、羽仁氏自身の言葉でいえば、民衆の地方権力からの解放が必要要件とされていたのである。

羽仁氏は、はじめに貴族対民衆という新たな階級対立の生成の歴史過程を、氏の自著『都市』の中で、クワランジェの『古代都市』を引きながら次のように描写していた。すなわち、「『都市は数多の家族および氏族の連合から生長した』その際すでに、『数多の家族乃至氏族が協力するには、そのおおのの宗教がたがいに尊重されることが必要であった』しかるに、『都市が成立する前に、家族がすでにそれ自身のなかに階級の差別をふくんでいた。』家族そのものがすでに階級的差別を包んでいた。『家長およびこれを継承する長子のみが、宗教上また財産上また権力上にすべてを占有した。家長 pater の称号は、父を意味せず、権力を意味した。家族が増大し、新しい家族が分かれても、それらは旧来の家長に絶対的服従を強制され、専制的に支配された。最初の時代の都市は各家族の家長の連合にほかならなかつた。各家長だけが市民であった。そして市の会議においても、はじめは、各家族が一票をもち、家長のみが投票した。』これらの家長的家族の外に漸く増大して來た人口に対し、これらの家長的家族は自ら貴族を構成し、一般民衆はそれらの貴族に隸属する従者よりもさらに低い無権の状態におかれれた。『この時代の都市、すなわち、最も初期の都市は、居住の地ではなかつた。それは宗教上

および軍事上の要地であり、貴族たちの集合地であり、王および神官僧侶たちのいるところであり、司法裁判の行なわれたところではあったが、しかし、人民はそこに住んだのではなかった。なおしばらくの間、ひとびとはそれらの都市の外に住み、各家族も市外に散在しておのの土地に割拠していた。これらの初期の都市においては、民衆は市中に住むことができなかつた。』ギリシアまたはアテネまたはロマの都市も最も古い状態においてはかくのごときものであった。東洋ではかなり後まで都市がそうした状態をつづけていた。それは文字どおり市民なき都市であった。『この時代には、民衆は軍隊の中へも入れられなかつた。』『この時代には、王が各家長の上に立つても、各家族の内部および各家の従者たちは各家長の絶対的支配の下にあり、王の直接の支配の下にはなかつた。』『事実、この時代には、貴族はたえず王と争い、その結果、貴族は王からの政治上の権力をとり去り、王は宗教上の最高の地位のみを認められて保存されることも多かつた』⁽¹³⁾と。

では、羽仁氏は、かかる新たな階級支配の状況から羽仁氏のいう「民衆」はどのようにして〈古代都市〉を生み出していったとみるのであろうか。また、その条件をどのように考えていたのであろうか。結論からいえば、羽仁氏は次の二つの要件を重視し、その過程を叙述している。その二つの要件とは、第一には、「民衆」の視野の広がりである。すなわち、諸家族ないし諸氏族の連合社会において人々は、他の家族ないし他の氏族の生活を知る機会を得るだけでなく、それを自己の家族ないし氏族における生活と比較することを通して、他者に従属している自己の生活の不合理性に気づき、独立と自由を求める欲求とその欲求にもとづく行動を起こすようになってきたのだと羽仁氏はみるのである。そして、第二の要件として、そしてそれは、こうした「民衆」の行動が成功をおさめていく要件でもあるのであるが、王と貴族という支配階級内部における対立である。すなわち、羽仁氏によれば、貴族たちは王との闘いに勝利するために、独立と自由を求める「民衆」の要求と行動に妥協していかざるをえなかつたのである。

始め、「古い家族的組織および氏族的宗教の『この不平等』また狭さが『正しくない』ということは『数世紀のあいだ気づかれずにいた。』しかし、『そうした時代には一般的関心をあつめるような事がほとんど起り得なかつた。』『エピダウロスでは政権は一百八十人の少数の手中にあり、その他の全民衆は、アリストテレスが云つたように『その都市の外に』おかれていた。ヘラクレアではさらに少数が支配していた。そこではいくつかの大家族の家長たちだけが政治的権利をにぎり、それらの大家族の若い成員たちは何等の政治的権利をもたなかつた。クニドスでも、マルセイユでも、多くの都市が久しいあいだそうした状態にあった。』こうした状態では公共心も起り得なかつたことは当然であった。『こうした状態においては、都市は永続できなかつた。都市が永続し発展するためには、時の経過とともに古い家族の組織が破られるよりほかなかつた。』そして現に、『古い家族や氏族は、孤立の状態がつづいてゐるあいだは、そして家族や氏族のほかの社会の形式が存在しなかつたあいだは、適當なる組織であったが、ひとびとが都市において結合されはじめるにつれて、それらの古い家長の権威はかげがうすく

なってきた。彼自身の氏族のなかでは彼は絶対的の族長であっても、都市においては彼は相対的一員にすぎないこととなった。都市には一般的の法が成立し、各の家長たちもこれに服従せねばならなくなつた。それから、都市において次第にこれらの家長等の貴族のほかの民衆がその数を増し、何等かの存在となってきた。王が貴族と争つた場合、王は貴族の従者たちや民衆を味方につけ、貴族の勢力を弱くするために、これらの従者また民衆の地位の改善を約束してこれらの従者また民衆の歓心を得、支持を得ようとした。家長たちの相互の争の場合に、彼等がそれぞれ民衆の歓心を求めた。かくて、家族また氏族の組織はようやく解体されて行つた』」⁽¹⁴⁾のである。

かかる族長家族の解体化傾向は、さらに、次のように進んでいった。すなわち、「『貴族によって人権また政権のすべてを否認されていた従者および民衆が、貴族に対し憎悪の感情をいだかざるを得なかつたばかりではない。社会に家族よりほかの組織がなかつたあいだは、従者たちもその限界は彼の隸属している家族の外には及び得なかつたし、この家族の隸属を脱することはあらゆる社会組織の外に出てしまうことのように考えられた。しかし、都市が成立して以来、さまざまの家族の従者たちが街頭で会つたり、互いに話したり、相談したり、互いの希望や苦痛をはなしあつたり、主人たちを比較したりすることもできるようになり、もうすこしよい生活があり得ることを考えるようになった。彼等の眼界は今までのようにならぬ族長家族のなかだけに限られず、その限界のむこうにもっとひろい社会のあることが知れてきた。彼等は族長の権威が絶対であり神聖であるということを必ずしもつねに信じなくなった。ここにこれらのひとびとの心のなかに自由を求める願望が湧いてきた。勿論彼等はただちに決起するというわけにはいかなかつたが、あらゆる家族の内部に反抗がはじまり、かくされながら生長して行つた。自由を求める、独立を求める希望と、それを抑圧しようとする力とが、どこの家にも、ながい悲劇的な争いをつづけさせた。権威に正当の理由のないことが民衆の眼にははっきりわかつてからでも、その権威に正当の理由のないことが支配者たちの眼にもわかるようになるまでには、ながい年月が必要である。しかし遂には、支配者たちも自己の権威にいわれのないことを知るに至る。それからまだしばらくは支配者たちはいろいろとその権威を擁護しようとして無理の理由をつけたり惨酷の手段をとったりする。しかし最後に、彼等はすこしずつ譲歩する。実際、彼等にとって下層階級は有益であった。下層階級は土地を耕作して支配者たちの富を蓄積し、武器をかついで支配者たちの争闘の実力を形成していた。だから、下層階級に多少の満足をあたえることは賢明なことであった。族長家族の従者たちおよび民衆の自由と独立とを認め、一般民衆に市民としての生活を認めることが、国家社会の発展のために必要となつた』」⁽¹⁵⁾のである。

かくして「族長家族の従者たちおよび民衆」が都市に入り、平等と自由・独立を理念とする〈古代都市〉が形成されていったのである。「『古い家族の社会が変革され、民衆が都市に入り、民衆が都市の市民となり、かくてギリシアおよびローマの都市が古代都市の繁栄を実現したの

は、紀元前七世紀から五世紀にかけてのことであった。ミレトスではこの時代は市民が都市の主体となり、貴族を追い出し、平等を宣言したのであった。アテネでは、さきに王制を廃した貴族がその後四世紀にわたって支配していたが、紀元前六世紀にいたり民衆の不満がたかまり、この民衆の不満を利用して起とうとした僭主の出現およびその失敗などのあいだに、貴族の民衆に対する影響力はますます低下し、ついに山地の農民および海岸の市民が貴族に対して公然反抗し、ここに至って貴族は屈し、平和のうちに新しい憲法が成立し、市民の都市としてのアテネの繁栄が保障された。ロマにおいても、この時代に、すべてのひとが、貴族または従者または民衆の差別なく、一致結合して、市民が出現したのであった。そしてこの時代にロマにおいては軍隊が軍事的隊形をなして市中に入ることを禁ずる法律も成立した』」⁽¹⁶⁾のであった。

② 〈古代都市〉論

では、このようにして成立してきた〈古代都市〉の特徴とはどのようなものであったのだろうか。また、こうした〈古代都市〉は、なにゆえに滅び、〈近代都市〉へ以降していかなければならなかったのであるか。次にそれらのことについての羽仁氏の見解を見てみることにしよう。まず前者の点から見ていくならば、羽仁氏によれば、そのキーワードは、自由、公共への関心、直接民主主義であるという。自由というキーワードに関して、羽仁氏は、「自由というのを、その自由というものの内容を、ぼくはぼくの『都市』において、まず第一に、自由の端緒的な意味は、やはり家父長支配からの解放である」と判断⁽¹⁷⁾していた。そして、これから自由の第二、第三の意味がでてくるというのである。羽仁氏は、それらをローマ法を例にとって次のように説明していた。すなわち、「ロマ法はいろいろの面をもっているが、そこに古代ギリシアおよびロマの都市の市民が成立させた市民法にはわれわれが学ぶべきものが多い。現在の日本に市民法というものがどの程度まで確立しているか。『ロマの市民の法が、古来の家父長制の権威を打破した最初の第一撃であった。アテネの法は、男子が一定の年令に到達すれば家父長の権力から解放され独立すべきことを規定していた。』それから、第二が、債権による支配からの自由です。それはそのすぐあとにありますように、『ギリシアおよびロマの市民の法がはじめて債権者が債務者の人身に手を触れることを禁止したのであった。』そして第三が、人間の意志の自由ですが、『ギリシアおよびロマの市民の都市においてはじめて人の意志が承認されてきた。それはまず財産の処分における意志の尊重等となってあらわれたが、それにとどまらなかった。』したがって、第四に、秘密投票というようなものが成立したことが注目される。それはまず、人の自由の意志が承認された、それがまず財産の処分において意志の尊重となってあらわれたが、それに止らず、『秘密投票によってでなければ投票者の意志の神聖さがまもられ得ない所以が明らかにされたのも、ギリシアおよびロマの市民の都市においてはじめて見られ得たところである』」⁽¹⁸⁾(傍点は引用者による)と。

羽仁氏によれば、かかる自由から第二のキーワードである市民の公共への関心が必然的に現

われ出てくるのである。羽仁氏は、その関連を、次のようなペリクレスの口を借りたツキディスのことばを引用して説明していた。それは、「アテネ市がその市民によって愛せられるのは何故であるか。それはこの都市が『すべての人を法の前に平等たらしめようと望んでいる』からである。それは『この都市がすべての人に自由をあたえ、すべての人に名誉の道をひらくからである。それは、この都市が、公共の幸福を秩序とし、市民の信頼の上に政府の権威の基礎をおき、弱きものをまもり、すべての人が芸術や演劇や祭典によって心の教育の糧を得ることができるようにするからである。』そして『このゆえにこそ、勇士は祖国をまもって英雄として死んだのであり、生きのこっている者はよろこんで犠牲をしのび、この都市に身をささげようとしている』」⁽¹⁹⁾といつものであった。ここに〈古代都市〉の本質が端的に表現されているとみる羽仁氏は、かかる自由とその自由から出てくる市民の公共への関心は、自ずと社会体制を共和制として表現していくことになったという。すなわち、「以上見てきた自由の端緒的な内容は個人の問題ですが、それが社会的に共和制になって行く。いわゆるレス・ブブリカ、公共の存在、その公共の存在という言葉が共和制という意味をもってきた」⁽²⁰⁾のであると。

そして、羽仁氏によれば、自由と自由から導かれる共和制の下では、政治的には直接民主主義が不可避的であり、またそれが「自治」に他ならないものであった。羽仁氏いわく、「市民の都市においてすべての官職が市民によって担当された。『アテネ市民の義務は言論および投票だけで終らず、彼等はあらゆる官職に就いてその責任を実行するの義務をも負うた。すべてのアテネ市民は抽選によって市の最高の官職およびあらゆる官職に就任した。それらの任期は1年とされていた。』かくてギリシアおよびロマの市民の都市は官僚および軍人が職業的見地から公益に反するようなことをすることをふせいだ。アテネ市民会議エクレシア Ecclesia を構成した市民の数は当時三〇、〇〇〇に達したとされたが、それらの市民は誰でも抽選によつてある年にはこの都市国家の最高の官職たるアルコンの地位にも就けば、つぎの年には道路の監督にも当たらねばならなかつた。そして同一の官職に一度以上就任することはない規定であった。アテネ市民の全体会議としてのエクレシアはアテネの一政治年度すなわち一〇ブリタニエの各に四回すなわち一年に四〇回定期召集され、その他に非常召集も行なわれたが、アテネの執行政府としてはブウレ Bule すなわち五〇〇人会議が恒常にひらかれていた。この五〇〇人会議の成員は一年の任期をもつて抽選によって選挙され再任は禁ぜられていたので、この五〇〇人会議ブウレは事実上において市民会議エクレシアの常任執行委員会を成していたのであった。ギリシアの市民の都市がはじめて自治を実現したのであった」。⁽²¹⁾

では、かかる自由で、公共的で、民主主義的な、それゆえ自治的な〈古代都市〉は、なにゆえに没落せねばならなかつたというのであろうか。羽仁氏は、この問い合わせたいしてエンゲルスの説に依拠しながら、〈古代都市〉は自由と民主主義が行きすぎたために滅んだとする、氏のいう「専制主義に媚びへつらうヨオロッパの教師たち」⁽²²⁾の議論に、「自由民の自由な労働を駆逐してしまった奴隸制のため」⁽²³⁾であるという議論を対置することで答えようとした。す

なわち、羽仁氏によれば、「家父長支配による奴隸から解放された自由というものは、やがて今度は社会的な奴隸制に陥って行ったということがギリシア・ロマの滅亡の理由」⁽²⁴⁾なのであった。しかも、羽仁氏によれば、かかる新たな奴隸制の出現は、〈古代都市〉における自由の不完全さと、家父長支配による奴隸制を残していた農村からやってきたというのである。すなわち、家父長支配による奴隸制から「解放された都市によって実現された自由が、今度は社会的な奴隸制に陥って行く、その最初のきっかけになったのは農村からだという事実に注目しなければならない。都市では自由が実現されていったときに、農村では多数の奴隸が最悪の条件の下に土地を耕作し、牧畜に従事していた」。⁽²⁵⁾さらに、都市でも、「貧困ということがあり、その貧困ということが原因となって貧しい市民を買収することができた。それから、ギリシアの都市の自由が完全なものではなかったということを一番端的に現わしていたのは、女子を除外していたということ」⁽²⁶⁾である。これらのように、「農村に家父長奴隸制、債務奴隸制というものが残っており、それから、都市においても女子を家父長の支配による奴隸制から解放していない。また市民を債務による奴隸制から解放していない。この二つがもっとも主な契機になって、やがて奴隸制が一般的に社会的に支配」⁽²⁷⁾するようになっていったのである。

その結果、「アテネではおよそ九万の市民に対して三六万五、〇〇〇の奴隸がいたと(いわれており)…その奴隸制国家において公的権力というものが発生して来る。その公的権力の最初のものは憲兵、警察、しかもその憲兵なり警察が奴隸によって、つまり憲兵なり警察官なりは奴隸がなった」⁽²⁸⁾[()内は引用者による]のである。そして、今度は、「ここにはじめて監獄というものが、刑務所というものが出来てきます。エンゲルス…も、奴隸制度の上に公的権力が発生した、つまり国家が次第に発生した、と指摘しています。ですから、この自由なる都市というものと国家というものは、連続する関係にあるものではないです。自由なる都市が奴隸制の支配の下におちいったときに、公的権力が発生し、国家が発生」⁽²⁹⁾してきたのである。では、かかる新たな奴隸制への移行と公的権力、国家の発生は、なにゆえ、〈古代都市〉の滅亡につながっていったのであろうか。

〈都市〉内外の対立・闘争の発生が外部勢力の侵略による滅亡へ帰結するというのが、羽仁氏の上記の問い合わせに対する回答である。羽仁氏いわく、「奴隸制の発達にともなって、そういう社会の内部に奴隸支配者と奴隸との対立が発生して来る。それが外部的な対立に今度は発展」⁽³⁰⁾していき、最終的には外部勢力の侵略を許したり、そうした侵略に対抗し撃退することができなかつたりして、〈古代諸都市〉は滅ぶ運命をたどっていったのである。そもそも、「ギリシアの諸都市が、あの美しいオリンピア競技の祭典の努力などにもかかわらず、たえず相互に孤立し嫉妬し争闘してついに一の連合を成」⁽³¹⁾せなかつたのもそこに理由があった。すなわち、これはギリシアの各都市が「内部において分裂していたために、それらが実際内部に市民の都市でありながら奴隸または貧窮市民を圧迫していたかれらは、外部にむかっても相互に分裂し、すこしでも強いものは少しでも弱いものを圧迫するというような方向にうごかされ

て、連合に到達しなかっただけではなくて、互いに衰えて、ロマの如きは自己の周囲の諸都市をことごとく破壊して荒廃させてしまった」⁽³²⁾のである。この「ロマの周囲のタティウムの五三の都市」⁽³³⁾の破壊は、諸都市の内部対立が外部対立に転化していった最初の段階であり、それが進んで侵略戦争に発展していったのであるが、羽仁氏によれば、かかる状況の下で、自己の都市の内部の「民衆および民主政治というものを倒すために」⁽³⁴⁾外部の軍隊に自己の都市の征服を許すような都市支配者があらわれ、そのことによって諸都市が滅んでいくということが起ったというのである。同じく羽仁氏によれば、ギリシアの諸都市がその諸事例であった。羽仁氏のそのことに関する叙述によれば、「現に、ロマの軍がギリシアを襲ったとき、ギリシアの貴族主義者たちはまっさきにこれに降ったのであった。アテネその他の諸都市の民衆はロマに抗して戦ったが、すでに内部の貴族主義者たちによって裏切られたギリシア諸都市はついにロマに征服されてしまった」⁽³⁵⁾のであった。しかもそのローマ自身が自己の内部対立から外部の勢力によって滅亡させられ、こうして羽仁氏のいう〈古代都市〉は歴史的に姿を消していったのである。すなわち、上記のように「ギリシアおよびイタリアの諸都市において民主政治に対立した貴族主義者たちを利用してそれらの諸都市を征服したロマはその間に自から貴族主義の帝国となり、ロマの都市および国家をロマの市民および民衆が支持することをさまたげるようになり、すでにハンニバルの軍が侵入して来たとき、ロマの支配の下にあった多くの都市がロマを支持する情熱をもち得なかったのであったが、後にゲルマニア人の侵入に対しロマ帝国は自己の内部の市民民衆のなかにも自己の周囲にも何処にも支持をみいだし得ずして、ついに滅亡したのであった」⁽³⁶⁾。

③ 〈近代都市〉論

では、羽仁氏によれば〈都市〉の歴史的発展の次の段階に位置する〈近代都市〉に関する議論を検討することにしよう。すなわち、羽仁氏は、〈近代都市〉が歴史的にどのように成立してきたのか、またそれはどのような性格を有していたのか、さらに、なにゆえにそれはまた〈古代都市〉と同じように歴史の舞台の上から消えていかなければならなかつたのかをどのように論じていたのかをみることにしよう。

まず〈近代都市〉の成立過程に関する議論からみるならば、羽仁氏によれば、〈古代都市〉が家父長的奴隸制との対抗から生じてきたとするならば、〈近代都市〉は農奴制への対抗のなかから成立してきた。というのも、前述してきたような経緯をへて「古代の奴隸制にもとづいた都市が滅亡した、その後に発生したのが農奴制」⁽³⁷⁾であったからである。すなわち、羽仁氏によれば、「古代都市はそこにおける市民の出現にもかかわらず究局において当時の奴隸制の基礎の上に立ち従つてこの奴隸制を脱却し得なかつたが、中世末期近代初期の都市は当時の農奴隸の基礎の外に農奴制に対して対立しつつ成長してついに農奴隸を脱却した。これは主要の生産に勤労する人間の個人をも自由の意志をも完全に否認しその身心のすべてを支配した奴隸制に対し、その主要の生産に勤労する人間の個人また人格を最低限ながら承認しその住居

や労作の場所の経営をまかせ余剰労働はこれを全部的に直接的に収取するがその身心のすべてを支配するわけではなく従って時には最小限の余裕を自己の意志によって処分することをもゆるした農奴制支配が、結局より高い生産性を發揮し得たからであった。奴隸支配者は奴隸を全然人間として認めなかつたから、奴隸は人間として働くよろこびを全然感じ得なかつたし、奴隸の生産したものはそのまますべて支配者の手中に収取されたから、奴隸は増産に何の興味をもち得なかつた。農奴支配者は農奴に最低限の人間としての生活を認めたから、農奴は最低限の人間としての働くよろこびはもち得たわけで、農奴はその家族とともに最低限の生活を維持するために必要な耕地や宅地や時間はもち得たので、もちろん農奴支配者すなわち土地領有者は農奴の余剰労働の全部を直接的に収取したから、農奴家族の生活に必要なものは、もとより最低限にきりつめさせられはしたが、その最低限においては自分たちのものとしてもつことができたわけで、増産はここでもその最大限を支配者がその手中に収取したが、農奴およびその家族がその増産の最小限をわが手にする機会も最小限度にはあり得たわけで、農奴も増産に大なる関心はもち得なかつたが、最小限の関心はもち得たのであった。かくて、奴隸制生産を基礎とした社会においては、如何なる商工業の発達もついに社会的に奴隸を解放し得なかつたが、そしてその商工業は如何に発達したように見えてもそこには限度があり新しい生産様式には断じてみちびかれ得なかつたが、農奴制生産を基礎とした社会においては、その商工業の発達は漸く社会的に農奴解放を可能ならしめ、その商工業は新しい生産様式への方向にみちびかれ得た場合があった。東洋ではいつまでも農奴支配者が專制をつづけ、都市の発達も社会の進歩もほとんど不可能にされていたが、西欧では十一世紀の頃から新たなる都市の勃興と活発なる社会的進歩とがあらわれてきた」⁽³⁸⁾のであった。

羽仁氏によれば、すでにみてきたように、〈都市〉の〈都市〉たるゆえんは自由の理念を実現している地域社会であるということであったが、〈近代都市〉における自由の内実とは、上記の引用文にもあるように、農奴制および農奴制における支配権力からの自由であった。では、羽仁氏は、こうした農奴制および農奴制における支配権力からの自由を内実とする〈近代都市〉を形成する社会的原動力はどこにあったとみていたのであろうか。羽仁氏はこの問い合わせたいし、ドイツの都市法制史家ゲオルグ・ルドヴィク・フォン・マウレルを引用し、「『自由なる交通、およびそれを第一歩としてそこから発展した人身の自由および各般の自由』」⁽³⁹⁾をもとめる〈近代都市〉の形成者(または主体)、すなわち、〈近代都市〉における〈市民〉の欲求であったとこたえている。すなわち、羽仁氏によれば、それらの自由によって「都市は自から農村とちがつたものになった」⁽⁴⁰⁾のであるが、「都市の自由は、はじめから、そしてその後も、封建專制主義に立つひとびとの最も嫌うところ」⁽⁴¹⁾であり、「封建地主また封建領主とのたたかいをまねい」⁽⁴²⁾ていった。そして、かかる封建專制主義勢力との闘いのなかで自由を拡大していく原動力であったものこそが「自由なる交通」だったのである。

羽仁氏いわく、「『自由なる交通、それが都市法の核心であった』」⁽⁴³⁾すなわち、「『各種の自

由、それによって都市は農村とことなった都市としての本質を発展させるようになったのだが、それらはいたるところまず市場の成立をもってはじまつた。』…そして、『自由なる交通とそして市場の平和、これが最初の都市の自由をなしたのであった。』…それが『あらゆる都市の本質を成した』⁽⁴⁴⁾のであった。さらにこのことを敷衍しておくなれば、「市場は、まず地方的な需要による週市から、そしてそのあいだに、全国的な歳市が形成され、それらのなかから、世界的な市場が生まれてきた。ニュールンベルク Nürnderg のごときは十一世紀以来広く各地からの集散により早くその都市の繁栄を見、ケルン Köln のごときもすでに十一世紀に世界に有名なる市場となり、パリ Paris のサン・ドニは七世紀のはじめから諸国民の來り集まる市場となっており』…ヴェネツィア Venezia のごときは、九九一年に自由憲章を得て、世界市場となり』…フィレンツエ Firenze などの隆盛をも見た」⁽⁴⁵⁾のである。また、同じく羽仁氏によれば、「都市の自由がなかったときには、工業の発達もあり得なかった」⁽⁴⁶⁾のであるが、「『自由なる交通は、商工業をさかんならしめた。従来は農業と牧畜とだけが主要の生業であったが、自由なる交通と市場の平和とをもって都市が自からを農村と区別するに至って、商工業なかんずく工業が主要なる生業…』」⁽⁴⁷⁾となつていったのである。

では、かかる「自由なる交通」から結果してきた〈都市〉の自由は近代社会になにを生み出していったのであろうか。羽仁氏は、第一に、〈近代都市〉の主体である近代的な意味での〈市民階級〉の形成ということをあげる。その経緯に関する議論を見るならば、「封建支配者たちはその領土の人民から過重の貢納賦役をとりたてるために人民を土地に束縛し、すなわち一般に農奴としての束縛を強制し、これらの農奴庶民の交通の自由を否認し圧迫し禁制したのであったが、『この交通の自由の制限を厳密に励行するということは、それ自身的に不可能なことであり、それは無理にも強制するとしても、そのうちに封建領主また王侯の利益から云つてもその厳密なる励行を不可とするものを生じてきた。というには、隸属の民また農奴といえども彼等が公開の市場をおとずれることを絶対に禁止することはできなかつたし、また彼等が市場にきた場合、自由民と隸属民との交通をさまたげるということも行われがたかつたし、また封建領主および王侯が市場の開設を自己にとって有利であるとせねばならぬ事情も生じた…』」⁽⁴⁸⁾からであった。「かくて、隸属民手工業者が市場交通をすることができるようになった結果の影響の及んだところはすくなくなかつた。それは、まず、彼等の封建領主の支配からのすくなくなり独立となつた。そして、市場交通が増大するにつれて、それだけそれらの手工業者の領主の下における労役は減少し、すなわちそれだけ彼等が自由を得たこととなつた。そしてこれらの手工業者の得た市場の自由は後には商工業者組合の自由そのものにまで発展することとなつた」⁽⁴⁹⁾のである。「『かくて、市民たるもののが、封建支配者と農奴とに対して、または封建支配者と農奴との中間に、独自の身分として、市民階級として成立した。』そして、ケルンにおける一〇七四年の場合のように、封建領主が都市の自由をふみにじつた場合に、『六〇〇人の市民が一致して』その都市を去ることを決し、王の仲裁によってふたたび恢復した、

ということもあるようになつた」⁽⁵⁰⁾ のである。

そして、ここに、羽仁氏によれば、かかる〈近代都市〉においてこそ、勤労と所有にかかる人々の新しい生活様式が形成されることになっていったし、それゆえ、都市は経済的に繁栄し、王侯領主等の封建支配者たちも都市繁栄の利益を無視しえなくなつていったというのである。すなわち、「『ここにはじめて自由と勤労と繁栄とが一致して実現され得る可能性を生じた。封建農村の状態にあきたらずして逃散した農奴たちも、都市に来てからは他のなんびとよりも勤勉に勤労し、都市を富ませそして強力なものにした。多くの賢明なる王侯や領主たちは、従つてまた、それらの農奴を強いて封建農村にしばりつけ不満に対して圧制をつづけ手数と面倒との多い支配を強行するよりは、彼等のあるものが都市に移住することをゆるすほうが、支配者の立場にとっても有利であると考え、また、都市そのものの繁栄からくる利益をも考え、それらの農奴の都市への移住を黙認した。そこですなわち、都市はその住民の衣食住およびその商工業の主要なる材料を農村から買入れたから、都市が農村の繁栄を利益としたように、それらの農村を支配した王侯領主等も都市の繁栄を利益としたのであった。そうしたみとおしをもつた王侯領主は少数であったとしても、その他の多数の王侯領主たちは農奴の都市移住を厳重な禁止によってふせぎとめようとしてむだな努力をし、時潮に逆行しようとしていたとしても、そのあいだに彼等も時代の動きに従うよりほかなくなりたし、彼等もまた都市の繁栄はその結果として農村の繁栄をもたらすことに気づかざるを得なく…』」⁽⁵¹⁾ なつていったのである。

「『都市はさらに新しい事情をつくり出した。都市の密集した人口は、農村の多くは孤立分散した人口とちがつて、たがいに近く接して生活した。従つて、都市においては、農村におけるよりもはるかに容易に民衆が語り合うことができた。そこで、農村とちがつて、都市においては商工業者の組合などの市民民衆の組織が比較的容易に実現せられ得たのであった…』」。⁽⁵²⁾ また、これら都市の経済的発展とその担い手たちである商工業者の団結は、「交通の自由」と「市場の平和」の理念を一層発展させ、あらゆる暴力や強力の行使からの自由の権利を都市市民に保障するまでにしていったのである。すなわち、「中世末期までは西欧においてもさかんに行なわれていた腕力権または暴力行為また復讐仇討などは、主として都市の主張によってついに廃止されたのであった」。⁽⁵³⁾ これをさらに敷衍しておくなれば、「『当時、地方の道路は、腕力権のために、その通行が安全でなかつたが、先ず商人が旅行し商業を行なうために安全が保障され、ついで、すべて市場に居住する者および市場に往来する者に安全が保障され、それにともなう自由が承認され、その安全の保障および自由ははじめは市場の開かれている時に限られていたが、そのあいだに自由なる交通および商人の自由があらゆる市民に拡張され一の都市法となつたにともない、市場の平和もあらゆる市民に及ぼされ、それから一年を通じて常に承認されねばならなくなり、すなわち腕力権の廃止および市場の平和が全市の常時の権となり、市場の平和が都市の平和と称されるに至つた。そしてこの都市の平和が自由と呼ば

れたこともあり、市場の平和の確認された都市が自由なる都市と呼ばれるに至った。十三世紀においてドイツの多くの諸侯たちはその臣下の城士たちに命じ、今後もはや決して道路において強奪を行なわぬこと、すくなくとも自己の領民を襲うことはやめることを誓約させた…』」⁽⁵⁴⁾のであった。

このように、「市民はあらゆる個人的腕力、あらゆる不当の強力に対して保障されることになった」⁽⁵⁵⁾が、そのことは、さらに、地方の封建権力から独立した都市独自の司法権および裁判権を発展させることにつながっていったのである。すなわち、上述してきたような「『保障には、橋および道路の破壊に対する保障、不当なる税関また通行金等に対する保障もふくまれ、これらは市民の税關自由すなわち關稅免除ともなった。』…さらに、『都市の平和は、あらゆる隨意の逮捕を禁じた。被害者の直接行動に出でたると、または諸侯乃至領主の手に出でたると、またはそれらの諸侯領主等の官憲の手に出でたるとを問わず、あらゆる隨意の逮捕は、都市の平和の原則によって禁止された。従って、都市の治下においては、現行犯に属するものをのぞき、何人も、なかんずく市民は、如何なる場合にも、判事の承認なくして逮捕せられることはゆるされなかった。そして何人かが現行犯として逮捕せられた場合にも、判事の参加なくして拘留せられることはできなかった』」⁽⁵⁶⁾のである。

さらに、かかる「交通の自由」と「市場の平和」の原則から、「『都市およびその住民に関する恒常的な司法が成立し、ついに都市自身の裁判所の成立を見るに至ったのであった。自由なる交通および市場の平和および公的裁判は、必然的に都市における公的地方裁判権の不入免除 *immunitas* をみちびき、すなわち都市は都市自身の裁判権をもつこととなった。都市においての行動または市民は都市の外の裁判権でなく都市の内の裁判権に従う自由をもったので、この都市の外の裁判権からの解放自由は後に皇帝の法廷および地方裁判権からの解放自由となり、都市自身の裁判所の設立を見た。』…『都市は州裁判所または地方裁判所の下に立たず、都市自身の裁判所を有し、したがって、都市の上級裁判所はただ他の都市があり得たのみであり、一の都市においてあたえられたる判決に対する不服控訴は州裁判所や地方裁判所でなく他の都市の裁判所にむかってなされねばならなかった。』…ついに、『都市裁判権は自立し完全に独立することができた。』のであった。…そして、それにともなって都市法が自立し、都市の憲章が確立し、都市は完全に自立したのであった』」⁽⁵⁷⁾

しかも、羽仁氏によれば、これらの動きは〈都市〉だけにとどまらず、「古来のマルク共同体または村落共同体のなかにおける各種の制限」⁽⁵⁸⁾や「家族共同体より生じていた各種の束縛」⁽⁵⁹⁾すなわち、あらゆる封建的な制限や束縛を解体し、自由の理念を全社会に普遍化する方向に作用していったというのである。すなわち、これまで見てきたように、農村社会においても、すでに、「自由なる交通の実現によって、従って、農奴制の束縛はその最も内核の本質において打破せられたわけで、ここに自由への道の一歩があゆまれて」⁽⁶⁰⁾はいた。さらに、「自由なる交通は産業の勤勉をもたらし、その繁栄によってちからつよく独立するに至」⁽⁶¹⁾って

もいた。そしてそれらを前提にして、「自由なる交通は農奴をして農奴にあらざる自由民との交通または結婚などをもなし得るに至らしめ、農奴の隸属の身分が自由の身分とまじりあうことができるに至った。また、農奴と自由民または外来者との紛争は領主の私的裁判でなく公的裁判に属したから、そして自由なる交通はこれを増大させたから、そしてそのあいだに農奴制を撤廃に近づけたから、農奴たちも次第に都市裁判所の下に立つこととなった。そして、これは領主の裁判ひいては封建領主の支配の制度そのものを没落せしめた。というのは、都市裁判所の独立とともにまた都市法が成立し、従来の領主法を次第にこの新しい都市法がおきかえてしまった」⁽⁶²⁾からである。

かかる結果、「都市は民衆の地位を向上させた。『従来は農業と牧畜とだけが正業とされ、商業上の利益や手工業で生活することは卑鄙のことのようにされ』、そして『騎士は騎務を職とする』ると云って実際は農民等を農奴として隸属させ此等の農奴の耕作または牧養またはその他の労役を收取して生活し、いわゆる『勞せずして暮す』…のが騎士らしい生活…で百姓や町人の真似などはいさぎよしとせぬというようなことを云っていたのだが、都市はこれら的事情を一変させた」。⁽⁶³⁾すなわち、「商業や工業とが農業や牧畜とならんで正業として立派に認められて来たばかりでなく、農業牧畜また商業工業における自由なる農民および市民の勤労生活こそ最も正当なる正業であって、いわゆる『勞せずして暮す』騎士の生活などと云って民の勤労を收取して威張って暮す無為の生活こそいさぎよしとせられ得ぬ恥すべきものであることが明らかにされ」⁽⁶⁴⁾ていったのである。

また、〈都市〉は、専制的な封建権力による支配の下では蔑視され従属させられていた、上記の農民・商工業市民以外のいわゆる「弱いもの」たちの地位をも向上させていった。例えば、「農民を農奴として支配し商工業者を町人として蔑視した封建領主の貴族主義の弱いものいじめに対して、農奴制の束縛を打破し市民の地位の向上をたたかいとった都市は、弱いものを圧迫せず、婦人の地位を認めたのみならず、いわゆるユダヤ人にもその生活の場所をあたえ」⁽⁶⁵⁾ていった。このうち婦人の地位の向上ということに関してさらに敷衍しておくなれば、「都市の自立、市民の自立は、婦人の地位をも向上させた。『都市における人身の自由はまた結婚の自由をともなった。そしてそこでは夫と妻とは同志 Genossen と呼ばれた。身分ちがいの結婚の禁止などは廃止され、結婚の強制も消滅または撤廃された。』…農奴が死ぬとその家産資財が領主の手に帰したという封建的の法は廃止され、相続において意志が認められねばならなくなり、都市において自由なる相続法が確立するに及び、長子の相続の専権が止み、均等の相続が認められるとともに、相続上に男子と女子との均等が認められることともなった。』…同様にして、結婚による資産関係の法も、都市において一変せられ、これらの点においても妻の地位が改善向上せしめられた。けだし、封建支配の下では、資産と云えば相続財産が主であり先祖代々の地位や親譲りの財産をあてにする風があったが、都市における自由なる交通およびそれによる商工業の発達の下では、自分たちで働いて稼いで得るもののはうが主となつたから

…』」⁽⁶⁶⁾である。

さらに、「貧しきひとびとまた病める者に対する愛が、個人的または恩恵的な慈善としてではなく社会の事業となったのも、自立の都市においてのことであった。自立の都市の市会は、市内に売笑よりほかに生きる道を失った女性の存在することについて責任をとり、或はこれらのために市会に特別委員を設置し、或は、これらのために女性を管理者として選任し、ついに公娼を全く廃止するにいたった。そのあいだに、それらの窮迫せる少女たちを救うための施設も、自立の都市の市民たちの手によってはじめてつくり出されたのである。…市民の組合において、貧しい親方や仲間たちはかれらの兄弟たちの手により組合財産から援助をうけ、病気のものは看護された。…自立の都市は街上の乞食を廃止せしめ、街上において乞食に物を与えることをも禁止し、貧しきひとびとのためには他の方法の施設を実現したのであった」。⁽⁶⁷⁾これらのように、貧しきものたち、「悲しき癱者を社会の外に追い出すのではなく、また彼等を宗教的慈善や個人的感傷やにのみまかせておくのではなく」、⁽⁶⁸⁾社会や政治の責任でそれらの人たちの収容のための諸施設を作ったり、そうした生活状態を絶滅していくことが自覚されるようになったのも、羽仁氏によれば、自立の都市にはじまったものなのである。

そして、かかる内実をもつようになつた自立の都市の共同体的な性格の政治的表現形態が、都市の政治的共同機関としての市会であった。すなわち、「『市会および市長は、その共同体機関としての本質からして、当然、都市共同体の管理、すなわち、都市の土地関係の管理、道路交通の管理、それから、水利また飲料水また洗濯また浮材権その他のあらゆる水の利用に関するこの管理、共有地の管理、それから、地方警察の全権、従つて先ず市場警察および食料警察、度量衡の適正また食料およびその他の日用品の買出しまたその他の市場関係をふくむそれら、それから、いわゆる警察法規違反その他重大ならざる事件の判決、地方的裁判権の全権、それから、都市の租税の決定および収納支出の全権、これらの全権能を具有し行使していた。しかし、都市がその交通の自由をはじめとした新しい発展にもとづきその市民の成長またその兵制等をもつて都市の自立を実現したにつれて、市会および市長の全権能は近代的発展を確立した。そして市民より選挙せられた市長がその都市において公的権力を代表する官吏よりも上席に立ち、裁判所と市会との合同会議においても市長が首席に立ち、都市の自治が貫徹された』」⁽⁶⁹⁾のであった。

また、かかる「『都市の自立は、都市自身の新しい兵制によって貫徹され擁護されねばならなかった』」。⁽⁷⁰⁾すなわち、「封建王侯領主の軍役において都市市民が主としてその都市の城壁城門の防衛に当たったことは、やがて市民がその市門および塔および城壁を市民の強力の下に掌握することとなった。そして市民はその都市の市内に市民以外の軍隊の駐屯をゆるされぬこととなった。市の城門の開閉は都市および市民の権限に属することを王侯領主も征服者または外国軍も公認せねばならなくなつた。都市はその市内に常備軍を置く必要を認めなかつた。王侯の城下には兵営が置かれたとしても、都市には兵営は置かれなかつた。戦時においてさえ市

民は王侯領主の軍が市の城壁の内部に入ることの必要を認めなかつた。というのは、市民は自由民兵制によって當時は正業に日常勤労する市民が非常時には市民自から軍制を組織してその都市を防衛し市民以外の軍を市内に駐屯せしめる必要を認めないことを、市民の最大の自由の義務としました権利」⁽⁷¹⁾とするまでになつていひたのである。そして、このようにして「『市民がその都市の防衛の義務を負うたことから最初の都市の租税がみちびかれた。』…市民がわが都市の自由の防衛を市民の権利とし義務とした精神が、都市の税制および財政の全体系のうえにもあらわされた…」⁽⁷²⁾のであるが、これは、「都市の自立は都市の財政の自立においても実現された」⁽⁷³⁾ことを意味するものであったのである。

羽仁氏によれば、ここまで少し詳細に検討してきたものこそが、「『誰の支配者でもなく、誰の奴隸でもない。それが市民の正義である』と云つた当時のドイツの諺、この市民的精神の発露であった自立の都市」⁽⁷⁴⁾の内実であったのである。とするならば、一見すると完全なほどまでに自由、平等、博愛の行き渡つたように見える、かかる〈近代都市〉は、なにゆえに歴史的に没落していかなければならなかつたのであろうか。羽仁氏自身そのことを次のように問うていた。すなわち、「しかるに、その後、(近代)『都市は、その開始した近代的改革の進歩の途中において、どうしたことか、にわかに、立ち止まつた。そして、それ以来、都市の没落がはじまつた』」⁽⁷⁵⁾[() 内は引用者による]のであるが、そして、「これらの都市の衰退は、世界商業の方向の変化などの諸原因によるところも多かつたであろうが、そうした変化に都市が堪え得られなかつた、いな寧ろそうした変化に際して都市がさらに進歩し得なかつた理由は、どこにあつたのであろうか。イタリアやドイツやイギリスの都市の歴史を説明し得ないとか、フランスの都市を説明し得てもオランダの都市は説明し得ないとかいうようなものでなく、もつと都市の歴史の本質的なものをつかまねばなら」⁽⁷⁶⁾ないのではないかと。

これらの問い合わせにたいして、羽仁氏は、まず第一に、〈近代都市〉の衰退・没落は、封建勢力の〈都市〉への逆襲によって、自治を獲得した〈都市〉の、自己の社会形成の原理を全国的なものにしようとする動きが敗北していったことによるものであると答えていた。すなわち、羽仁氏によれば、「近代の自由都市共和制というものが、ほとんどわれわれの想像し得る、いわゆるコンミュニティというようなものとしても模範的な、もっとも美しい、そして自由の、そして独立の、社会の進歩を実現していたのに、それがその後に崩れたということは、その内部に欠陥があつたということよりも、その都市が全国に拡がつて行こうとした動きが、その全国に拡がつて行こうとしたことを阻止しようとする反動的な動きと戦わざるを得なかつたということのほうが、重要な原因であると思います。つまり、自由都市の内部に欠陥があつたからそれが潰れてしまったのではなくて、その自由都市が都市の市民の解放に成功したのだが、それにとどまらず、その解放の動きが全国的に拡がつて行こうとしたので、その全国的に拡がつて行こうとしたそのことが、自由都市が潰れてしまう原因となつてしまつたのである。そしてこの自由都市を潰滅させることによっていわゆる絶対王制の支配が成立したのであった。地方の農

村から絶対王制という権力が現われて来たのです。その絶対王制の軍隊というのは、自由都市において発明され作られた鉄砲を、こんどは封建的権力のために使って来るのですから、武器は同じ武器なのです。そして、自由都市のほうは、そういう地方の農村においては自分の都市の基礎をもっていない。その農村なり地方においてはまだ封建的支配の基礎となるものがあった」⁽⁷⁷⁾からなのである。

羽仁氏は、かかる〈近代都市〉の全国化と封建勢力の戦いという論点にかかわって、当時萌芽形態として現われていた「自由都市共和制連合」による〈近代都市〉の全国化とそのことによる封建勢力にたいする〈近代都市〉の勝利が全体社会的規模での民主化・自由社会化を実現するという、〈近代都市〉の上記の引用文にある歴史的現実とは異なった歴史的発展の道筋の可能性があったのではないかという問題を提起していた。すなわち、羽仁氏は、「国家の形態として、自由都市共和制連合という国家の形態が、ルネサンスの末期に現われていたという事実には、もっとも注目すべきものがあるのではないか」⁽⁷⁸⁾というのである。すなわち、「自由都市共和制は都市国家ですが、この都市国家がつぶれて、つぎに絶対王制の国家ができたというのが、今までの普通の歴史の考え方なのです。マルクス主義唯物史観の多くの歴史学者たちが絶対君主制を論究したのですが、そのほうからも、ルネサンスの時代の次には絶対王制の時代ということになっている。しかし、ぼくは、どうも、そうではないのではないか、と考える。ルネサンスの次に現われていた時代は、自由都市共和制連邦というものであったのではないか。これは推測ではないのです。その萌芽が、その方向がはっきり現われていたのです」。⁽⁷⁹⁾しかも、同じく羽仁氏によれば、歴史的現実としては、「ルネサンスの末期にあらわれてきた自由都市共和制連邦の方向がさまたげられて絶対王制があらわれてきた」と考えると、絶対王制の歴史的意義がはっきりしてくる」⁽⁸⁰⁾はずなのである。すなわち、〈近代都市〉の発展が封建勢力によって阻止されたということは、ルネサンス末期に、農村から「発生して來た絶対王制というものは、自由都市が全国的な連合を実現する前に、その絶対王制のほうが、封建的な権力の全国的な中央集権を実現したという事実であって、そういう関係から、この自由都市の全国的な連合が成立しようとしたことが、すなわち、それ(〈近代都市〉)が倒された原因となつたのである」⁽⁸¹⁾[() 内は引用者による]。

では、〈近代都市〉は、なぜ当時全国的な自由都市共和制連合を実現しえず、封建勢力に敗北していくかなければならなかつたのであろうか。またそのことによって、〈近代都市〉はどのような変質をとげていったのであろうか。羽仁氏は、これらの問い合わせにたいし、なによりもまず〈近代都市〉内部における新たな階層・階級分化という要因を指摘する。すなわち、〈近代都市〉の「内部の分裂、これが第一の問題であった」。⁽⁸²⁾羽仁氏いわく、「先ず、かの自立の諸都市の成立のはじめに、その内部に分裂のあったことが注意される。『市会の選挙において、完全なる市民権を有する市民の全体、というのは市民諸組合の勝利の以前にはその都市に土地を所有する市民の全体が、集会し、多数決によって選挙した。それは十三世紀の頃であるが、その際、

多くの都市において、貧しき市民 *pauperes* が富める市民 *divites* によって対立された。すなわち、完全なる市民権を有せざる市民の大衆が市共同体の内部に土地を所有し完全なる市民権を有する政権独占の傾向に対してたたかわねばならなかつた。その際、多くの都市においては、選挙にともなわれる騒擾を避けるために、市会自身に選挙を一任し、すなわち、現在の市会が次期の市会を選ぶか、または市会が自から補充する権をとるか、それらの方法をとらしめた。これは当時にあっては、たえず補充する必要もなくまた公的権力の干渉をまねくこともなくそして合法的制限の範囲内の自由なる活動をゆるされて、市会の機能が有效地に発揮されたことともなつた。しかし、こうしたやりかたは、濫用をまぬがれず、多くの都市においては、事実上市会の真実の更迭の作用がなくなり、満期の市会がつねに前年の市会を再び選びそして翌年にはまたかれがこれによって選ばれるというような弊を生んだ。かかる権力濫用はいたるところつねに闘争をひきおこし、しばしばやはり暴動をさえともない、そして新しい改革が要求され実現され⁽⁸³⁾ていったのである。そして、この新しい改革によって生み出された「『誰の支配者でもなく、誰の奴隸でもない』市民の精神」⁽⁸⁴⁾による自治都市の体制こそ、「ツンフト組合を基礎とする市民政治」⁽⁸⁵⁾の体制だった。すなわち、「かくて、かの自立の都市の初期において全市民の名において実は従来の都市共同体の内部に土地を所有していた市民いわゆるユンケル層 *Junker Compagnie* またはいわゆる上流市民のみが完全なる市民権を有し、市会選挙権を独占し、市会議員の地位をほとんど世襲官職のごとくにしていた旧制度は撤廃され、一般各種の商工業組合の経済的組織を基礎として市民大衆が完全なる市民権を確認され、一般各種の市民組合の政治的組織を基礎として市民大衆がすべて政治に参加し市会選挙権を行使し市民的統一の進歩を実現するに至つた」⁽⁸⁶⁾のである。

「しかるに、その都市の自立およびツンフト組合を基礎とする市民政治がその前進の中途で立ち止った」⁽⁸⁷⁾。これは、羽仁氏によれば、「多くの都市においては、『ツンフト組合の勝利が完全でなかった』」⁽⁸⁸⁾からである。別言すれば、ツンフト組合内にもともとあった階層差をもとに新たな階層分解と諸権利の不平等化が起こり、一部の上層組合員による反民主主義的で、特權的な政治的支配の体制へ移行していったからである。すなわち、都市の自立とツンフト組合を基礎とする市民政治の前進は、「市民的平等は法の前の平等を実現したが、経済における平等を撤廃させることはできなかった。ここにおいて、自立の都市はその発展の後期において、富めるツンフト組合 *arti maggiori* と富まさるツンフト組合 *arti minori* との対立、すなわち富める大市民 *popolo grasso* と富まさる小市民 *popolo minuto* との対立を生じた」⁽⁸⁹⁾のであった。「かくて上層市民はしばしばツンフト組合およびその民主政治を妨害」⁽⁹⁰⁾するようになつた。例えば、「『バーゼル市では、市民的平等と自由とが到達された後にも、市会が市民を圧迫した。市会の権力増大のため、満期の市会が次の市会を選びこの両者は事実上において一体をなし、寡頭政治的圧迫を加えた。』…『ブレーメン *Bremen* 市では一四二八年に民主的憲法が成立したが、全く短い間しか維持されなかつた。』」⁽⁹¹⁾というのは、大僧正や近隣の諸侯が仲裁に入

つて、一四三三年に妥協が行われまた新憲法がつくられ、市会が全権力を得、すべての民主的要素はとり除かれた』」。⁽⁹¹⁾

羽仁氏によれば、「これらの変化の基礎において、ツンフト組合そのものが、前進の途中で立ち止っていた」⁽⁹²⁾ というのである。その第一は、ツンフト組合が閉鎖性という性格を帯びてきた。すなわち、「『十六世紀の頃からツンフト組合は、それ以前にはツンフト組合の性質になかった閉鎖性を帶び』、各の組合がその組合員の数を固定し、その数以上には加入を許さないということとし、また組合の数を限定し、新しいツンフト組合なかんずく勤労無産民衆の組合組織権を認めないとすることとなった。『ツンフト組合の勝利の後、多くの都市において組合の加入に一定の財産の証明または保証が必要とされることとなった…』」。⁽⁹³⁾ 「のみならず、ツンフト諸組合の内部において、親方の職人に対する圧迫が発生した。『職人と親方との争いの最も多くのものは、労賃の問題であった。そしてそれはしばしば労働拒否また暴動となつた。…親方は職人を処罰することはゆるされなかつたが、非難することすなわち悪評を公表することはできた。そしてこれがためにまたしばしば暴動をもひきおこして…』」⁽⁹⁴⁾ いたのである。また、「『十五世紀以来、職人乃至職工の会合がしばしば禁止された。…また先に認められていた職人団体組合が自から規定をつくる権利がふたたび取消されたことが多かつた…』」。⁽⁹⁵⁾ さらに、「『都市において、ツンフト組合において、秘密警察の萌芽があらわれてさえ来た…』」。⁽⁹⁶⁾ そして、「『最後に、都市の自治警察権が、都市で印刷された書籍を他の都市において復刻し版権を侵害することを禁ずるということをはじめたばかりでなく、新聞記者に対する禁止また図書検閲という制度をも創始乃至開始…』」⁽⁹⁷⁾ するようになっていったのである。

これらのツンフト組合それ自体の進歩の停止は、羽仁氏によれば、「都市の内部、市会の内部において、都市また市会の市民政治の進歩が中止された」⁽⁹⁸⁾ ことと連動していた。これらのことと先立つ徵候として、第一に、間接選挙が起り、第二には、都市における地方権力の増大ということが起っていたという。前者に関していえば、従来は、「『自立の都市においては、市会の議員および市民委員会の委員を市民総体が選挙することを原則とした。そして、事実、本来これらの選挙は全市民集会そのものにおいて、すなわち直接選挙において、実行されていたのであった。…しかるに後になって、時にははなはだ騒擾的となつた直接選挙を避けるために、選挙人による選挙という間接選挙の慣行が起つたが、これは過度の予防的注意に出でた』」。⁽⁹⁹⁾ 後者に関していえば、「『市会が市民委員会または全市民の要求を騒擾的とみなし、これを取締るということはさすがに愉快でなかつたらしく、これを地方支配権力の干渉にゆだね、かくて市会自身が、市会以外すなわち都市の外部の地方主権の権力が都市において増大して來ることをよろこばぬでもない、という変態をも生じた。これによって市会すなわち都市の自治が途中から縮小されることとなつた』」⁽¹⁰⁰⁾ のであった。そして、ついに、「都市また市会の市民政治の進歩が中止された」のである。すなわち、「『本来はすべての事務は市会において協議され決定されたのであった。しかしに、事務の増加にともない、事務の部門が次第に分た

れ、個々の事務部門が個々の市会議員または委員に委任された。かくて、そのつぎにはここに各種の職務が成立し、その各にそれぞれの権限があたえられた。そしてこれらの個々の市会議員または委員はここに彼に特に委任された職務を独断で処理することとなった。そして、ただ、比較的に重要にして困難なる事項または多くの事務部門に関係する事項のみが依然として市会の会議にかけられ、多数決によって決定された。しかし、この都市の最高権力も次第にそれらの少数の委員の一人の手に集中されることとなった。これはやがて多くははなはだ抑圧的な寡頭政治にみちびかれた…』⁽¹⁰¹⁾のであった。

かかる「市会」の事態を、羽仁氏は、『都市の論理』のなかでは、〈近代都市〉の没落とともに、〈近代自治都市〉にとってかわって成立してきた絶対主義体制の下での都市行政の在り方、すなわち、官僚主義につながっていくものとして、次のように述べていた。すなわち、「こうして、都市の自立が失われ、絶対制の出現とともに官僚制が支配してきた。実際、官僚主義の根本原因是、自由都市共和制が失われたことにあった。したがって、官僚主義をふせぐには、どうしたらいいか、といえば、自由都市共和制を復活すればよいのである、というのがぼくの見解です」⁽¹⁰²⁾ そして、「官僚主義は、現代の最大の問題の一つですが、そして、これは独占資本主義の国家においても、社会主义または共産主義の国家においても、そうなのですが、どうしたら、この官僚主義というものからわれわれは救われるのか。ぼくは、現代においても、自由都市共和制連邦の実現の方向に、官僚主義の問題の解放の方向がある、という、そういう非常に単純明解の理論」⁽¹⁰³⁾を提供しているのであると。

最後に、これらを総括し、羽仁氏は、次のように述べる。すなわち、「かくて、ツンフト組合および自立の都市が、その進歩の途中で立ち止まり、平等を中止し、貧しき手工業者また職人職工に対して圧迫をはじめ、勤労市民を圧迫しはじめ、市外市民権を制限し、農奴解放との提携を中止したことが基礎となり、ツンフト組合乃至自立都市はその進歩の時代にはすべて圧迫せられているものの解放の友であったのだが、いまはすべて弱いものを圧迫し強いものの特権をかためるということになった。その結果は、ほかでもないツンフト組合が自からツンフト組合の自立を弱め、より強い権力的なるものに依頼し、したがってまたそれらのためにほろばされ得ることとなった。『マインツ市においては旧族上層市民が特権に執着してツンフト諸組合と争って地方主権の干渉を招いたが、その結果はマインツ市そのものが地方主権に屈服せしめられ、すべての諸自由——すべてのひとのための諸自由——が失われてしまった』⁽¹⁰⁴⁾と。

では、羽仁氏は、これら〈近代都市〉におけるツンフト組合他の発展の中止は何に由来していると考えていたのであろうか。羽仁氏によれば、「このルネサンス自由都市共和制の崩壊の経過は、実際、ある意味で、われわれが現在経験している民主主義の崩壊の経過と類似している現象が、非常に多い」⁽¹⁰⁵⁾のであるが、その底流には、産業の発展の中止と市場の狭隘化という根本原因があり、そして、その背後には、さらに当時まだ機械制生産がなかったという要因があったというのである。羽仁氏いわく、「いま見てきたような、ルネサンスの自由都市共

和制の挫折および崩壊の根本的な理由は、産業の発展が止って、それ以上に発展拡大しない市場が分割争奪されることになった事実から來ていたということは、注目にあたいする。マウレルはこの点を指摘している。同業組合が市場を奪い合うようになると、新しい組合員の加入またはおよそ新しい競争は歓迎されなくなってくる。そこで、ツンフト組合が次第に閉鎖的となってきて、ついにあの固陋の性格に陥り、あらゆる新しい改革の前にしりごみして、戦慄するようになる。十五世紀のあの進歩、改革、発展のあと、十六世紀からそれらは静かに止まってしまい、十七世紀、十八世紀には退歩衰弱とさえなった。また、全く無意味な有害な商工業強制統制が多くの都市にあらわれ、無数の悪弊が際限なく生じてきた。無感覚なエゴイズムがあらゆる進歩を阻止した、とマウレルが記録をあげている。この根本原因は、市場の拡大が止まつたという問題」⁽¹⁰⁶⁾であった。

そして、その理由も、「今まで見てきた経過の中に、かなりはっきり現われてきている。どういうようにしてルネサンス自由都市共和制がつぶれてきたかという事実は、大体明らかになった。これがなぜかということは、複雑な、しかし重要な問題です。その最も重要な基礎的理由は、当時、農業に対し、商業および工業なかんずく工業の進歩が現われていたが、そしてこの工業の発達が自由都市共和制の基礎であったが、そしてこの工業にはすでに『労働の分業』さえも出現していたが、そしてこの分業は当時全ヨーロッパの最大の工業都市ニュルンベルク市において真の労働の分業に到達し、労働者たちはおのおの部分作業にほとんど信じがたいほどの技術を発達させ、しかも彼等のうちたれも一人では全体をつくりあげることはできないという近代工業組織を発達させていたが、しかし、それらがすべて主として人間の手でなされていて手工業であって、機械によってなされていたところはまだはなはだすくなく、まだ機械工業に到達していなかったという事実にあった」⁽¹⁰⁷⁾のである。

羽仁氏によれば、すでに検討してきたように、〈近代都市〉の展開とは、「自由都市共和制」国家として出発し、さらに発達した「國家の形態として、自由都市共和制連合」という國家の形態が、ルネサンスの末期に現われ」⁽¹⁰⁸⁾るまでに発展し、ついには、全社会の自由社会共和制化の展望をもつまでにいたりながら、それを実現しえない上記のような歴史的条件の未成熟のもとで、その「方向が(封建権力によって)さまたげられて絶対王政があらわれてきた」⁽¹⁰⁹⁾〔()内は引用者による〕というところで挫折せざるをえなかつたのであった。しかし、同じく羽仁氏によれば、それで羽仁氏のいう〈都市〉の発展が永遠に停止してしまつたわけではなかつた。というのも、〈市民〉抑圧的な絶対王政のもとで〈市民〉たちは、絶対王政を倒し、絶対王政の支配から自らを解放し、新たな〈都市〉を建設することができうになる力をたくわえていったからであり、それが歴史的事実として出現したのが、かのフランス革命であった。羽仁氏によれば、「フランス革命がドイツ、イタリアそのほかの各国民によって歓びにみちて迎えられたのは、それが外国の革命ではなく、各国民の解放の要求の実現であり、下からのナショナリズムと一致していたからであった」。⁽¹¹⁰⁾そして、このフランス革命は、近代「自

由都市共和制の要求が、いまや全国的共和制において実現された」⁽¹¹¹⁾という意義を有していたのである。羽仁氏いわく、フランス革命が起った「『一七八九年以降は、このいまや全国にひろがった市民階級、いわゆる第三身分が、さきにツンフト市民組合が都市において戦った勝利を、今度は全国にわたって実現しようと、いそいだのであった』」。⁽¹¹²⁾

羽仁氏は、かかる意義を有している、このフランス革命が起らざるをえなかつた時代的背景を、次のように分析していた。すなわち、「ルネサンスの自由都市と近代国家との関係は、フランス革命にいたるまでのあいだに、まず、オランダにあらわれていた。オランダは、イタリアまたはドイツの自由都市共和制の到達しえなかつた自由都市共和制連邦を、オランダ共和国の成立においてある程度まで実現していた。フィレンツェ自由都市共和制がメディチ絶対主義のためにたおされた一五三〇年の五〇年後一五八一年にオランダ共和国が成立した。オランダの自由都市共和制の市民がスペインを中心としたハプスブルク絶対主義といかに果敢にたたかつたか。シルレルの『ドン・カルロス』、ヴエルディのそのオペラ、また映画『女だけの都』などの背景がそこにあつた。オランダは近代世界貿易の先頭に立つた。しかし、そのオランダの経済の基礎は商業にあつて、工業になかつたこと、オランダの周囲のヨオロッパとくにフランスなどにおいて絶対王制が強大をきわめてオランダをおびやかしていたこと、オランダの世界貿易が植民地主義の方向をとつてポルトガルのそれと争つて勝つたがイギリスのそれにやぶれしたこと、これらの理由によつて、十八世紀のなかごろにオランダの進歩は停滞してしまつた。そのあとをうけて、イギリスは産業革命に成功し、世界の先頭に立つた。その際イギリスにおいて、ドイツなどにおけるよりもはるかに都市の自立が維持されたことをマウレルが指摘している。ドイツまたはイタリアにおいては市会および市民会議の市民政治がついに挫折せしめられたのに、イギリスでは、それらが全国的規模において議会制に発展することができた。のみならず、イギリスの産業革命の結果、労働組合の発展がそこに現われてきている。集会結社の自由が、同業組合の集会結社を中心としたものから、労働組合の集会結社を中心にするものになつてきた。そこに、同業組合が市民組合の性質をもつてゐた関係が、こんどは労働組合においてどういう関係になるか、また、イギリスが植民地支配帝国主義の方向をとつたことが、イギリスの都市にどう影響したか、これらの問題はのこつた」⁽¹¹³⁾と。

そして、羽仁氏によれば、「それらのあいだに、自由都市共和制をたおした絶対王制の最大の中心フランスにおこつたフランス革命が、自由都市共和制の要求を全国的に実現したのは、たしかに、都市の論理および歴史の必然であった」⁽¹¹⁴⁾のである。同じく羽仁氏によれば、「マウレルは、ルネサンスの自由都市共和制の掲げた要求でフランス革命の掲げなかつた要求はひとつもない、と言つています。ルネサンスの自由都市共和制が実現しようとした人間解放を、いま全国的に、全国民的に実現しようとしたのが、フランス革命である、と考えることによつて、新しい問題を理解し分析し解決することができるのではないか、とぼくは思うのです。そこで、さて、都市が実現しようとしていたことを全国民的に実現しようとしたフランス革命に

おいて、ルネサンスの自由都市共和制の人間解放をさまたげていたものがなんであったのか、そのおなじ問題がいよいよはっきりしてきた。そしてこの問題すなわち労働と資本との関係が決定的に明確にあらわれたのがフランスの一八四八年二月革命であった。すなわち、…近代国家における人間の市民的解放、あるいは市民的自由が市民のなかにあらわれてきた有産者の無産労働者に対する階級的抑圧のために制限されていた問題がはっきりしてきた」⁽¹¹⁵⁾のである。さらに、「その後の歴史的な発展として、…注目すべきものは、パリ・コンミュンだったのではないか。このパリ・コンミュンの最大の意味は、レニンが指摘しているように、従来の国家支配の政治機構が新しい国家政治機構によっておきかえられなければならないという必然性を実証したことにある。パリ・コンミュンがこのことを実証するまでは、従来の国家支配の政治機構が大体において今後もうけつがれるものと考えられていたのだが、パリ・コンミュンがはじめて、事実において、従来の国家支配の政治機構はそのままうけつがれることはできないので、それらをすべて破壊して新しい国家政治機構を組織しなければ近代的解放は実現されないのであるということを実証したのです。というのは、パリ・コンミュンに至るまでのあらゆる政治の機構は支配のための政治の機構だったので、それに対して、解放のための、自由のための政治機構というものは全く新しくつくりだされなければならない」⁽¹¹⁶⁾からなのであった。

では、かかるフランス革命以後の歴史の成果は、〈現代都市〉にどのように流れこんでいるのであろうか。また、フランス革命によって、〈都市〉だけでなく全国民的規模での人間解放という課題が提起され、その実現をめざしたさまざまな歴史的事件を経て現代社会において実現されるものであるとするならば、その経済的・政治的・社会的条件とは何なのであろうか。そして、その可能性を、羽仁氏はどのように見ていたのであろうか。次にこれらの諸点について検討してみよう。

註

- (1) 羽仁五郎『都市の論理一第一部』講談社文庫、1982年、4頁。
- (2) 同上、96—97頁。
- (3) 同上、97頁。
- (4) 同上。
- (5) 同上、98頁。
- (6) 同上。
- (7) 同上、98—99頁。
- (8) 同上、100頁。
- (9) 同上。
- (10) 同上、101頁。
- (11) 羽仁五郎『都市』岩波新書、1969年、38頁。
- (12) 同上。
- (13) 同上、38—39頁。
- (14) 同上、40—41頁。
- (15) 同上、41—42頁。
- (16) 同上、42—43頁。
- (17) 前掲『都市の論理一第一部』、139頁。

- (18) 同上、139—140頁。
- (19) 同上、138—139頁。
- (20) 同上、141頁。
- (21) 前掲『都市』、47—48頁。
- (22) 前掲『都市の論理—第一部』、145頁。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上、146頁。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上、147頁。
- (29) 同上、148頁。
- (30) 同上、149頁。
- (31) 前掲『都市』、56頁。
- (32) 前掲『都市の論理—第一部』、149頁。
- (33) 同上、150頁。
- (34) 同上。
- (35) 前掲『都市』、58—59頁。
- (36) 同上、59頁。
- (37) 前掲『都市の論理—第一部』、154頁。
- (38) 前掲『都市』、61—63頁。
- (39) 同上、63—64頁。
- (40) 同上、64頁。
- (41) 同上、65頁。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 同上。
- (45) 同上、66頁。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 同上、67—68頁。
- (49) 同上、69頁。
- (50) 同上。
- (51) 同上、70—71頁。
- (52) 同上、71頁。
- (53) 同上、72頁。
- (54) 同上、72—73頁。
- (55) 同上、73頁。
- (56) 同上、73—74頁。
- (57) 同上、77—78頁。
- (58) 同上、76頁。
- (59) 同上。
- (60) 同上、77頁。
- (61) 同上。
- (62) 同上。
- (63) 同上、75頁。
- (64) 同上。
- (65) 同上、82頁。
- (66) 同上、81—82頁。
- (67) 同上、109—110頁。
- (68) 同上、111頁。
- (69) 同上、103頁。

- (70) 同上、94頁。
- (71) 同上、95—96頁。
- (72) 同上、105—106頁。
- (73) 同上、105頁。
- (74) 同上、117頁。
- (75) 同上、118頁。
- (76) 同上。
- (77) 前掲『都市の論理—第一部』、247—248頁。
- (78) 同上、287頁。
- (79) 同上、285—286頁。
- (80) 同上、287—288頁。
- (81) 同上、248頁。
- (82) 同上、239頁。
- (83) 前掲『都市』、119頁。
- (84) 同上、131頁。
- (85) 同上。
- (86) 同上、120—121頁。
- (87) 同上、131—132頁。
- (88) 同上、132頁。
- (89) 同上、134—135頁。
- (90) 同上、136頁。
- (91) 同上、136—137頁。
- (92) 同上、137頁。
- (93) 同上。
- (94) 同上、138頁。
- (95) 同上、138—139頁。
- (96) 同上、139頁。
- (97) 同上。
- (98) 同上、141頁。
- (99) 同上、140—141頁。
- (100) 同上、141頁。
- (101) 同上、141—142頁。
- (102) 前掲『都市の論理—第一部』、304頁。
- (103) 同上。
- (104) 前掲『都市』、150頁。
- (105) 前掲『都市の論理—第一部』、284頁。
- (106) 同上、274—275頁。
- (107) 同上、284頁。
- (108) 同上、287頁。
- (109) 同上、287—288頁。
- (110) 同上、317頁。
- (111) 同上。
- (112) 同上、318頁。
- (113) 同上、318—319頁。
- (114) 同上、319頁。
- (115) 同上（第二部）、12—13頁。
- (116) 同上、13—14頁。

(うちだ つかさ 本学人文学部助教授 生活構造論専攻)